

令和7年度 富山県福祉サービス第三者評価 (介護サービス情報の公表も含む)

評価調査者養成研修 受講者募集のお知らせ

富山県福祉サービス第三者評価推進機構では、福祉サービスの質の向上及び利用者の福祉サービスの選択の利便を図ることを目的として、「福祉サービス第三者評価事業」及び「介護サービス情報の公表」を実施しています。

この両事業の評価調査者の養成研修を行いますので、受講者を募集します。

《日程及び会場》

日程: 令和7年 11 月 25 日(火)、12 月 1 日(月)、12 月 5 日(金) (全3日間)

会場: 富山県民会館

《定員》

25名 (高齢A 5名、高齢B 5名、児童 10名、障害 5名)

・各先着順 (申込書同日到着の場合、抽選) により決定させていただきます。

受講者の決定は、別途通知します。

※最少催行人数 3 名 (各コース毎)

《費用》

研修費 5,000 円

教材費 別途(共通)

※養成研修初日(11 月 25 日)の受付時に徴収します。



《申し込み方法》

評価調査者養成研修申込書、実務経験記入書(裏面)を記入し、資格を証明するもののコピーを添付して、下記の申し込み先まで郵送してください。

なお、電話、電子メール、FAX での申し込みは受付いたしません。

申込書は下記の富山県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.toyama.jp/1200/20220901.html>



《申し込み期限》

令和7年9月 26 日(金) 必着

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県庁厚生企画課内 富山県福祉サービス第三者評価推進機構

「富山県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修」係

TEL 076-444-3197

令和7年度 第三者評価 評価調査者養成研修内容

日程		時間	場所	カリキュラム(予定)		
1 日目	11/25 (火)	9:00～9:20	富山県民会館 611 号室	開講式、オリエンテーション		
		9:20～11:00		福祉サービス第三者評価の意義（質の高い評価を目指して）		
		11:10～12:00		富山県における福祉サービス第三者評価制度の概要 （第三者評価の手法、評価機関、評価調査者等について）		
		13:00～14:30		介護保険制度の理解及び調査対象サービスに関する基礎知識 介護サービス情報の公表、調査実務の理解		
		14:40～16:30		外部評価基準の解説(地域密着型サービス)		
2 日目	12/1 (月)	9:30～12:00	富山県民会館 (高齢分野) A:501 号室 B:503 号室 (児童分野、 障害分野) 508 号室	第三者評価共通評価基準の解説(分野別)		
				(高齢分野)	(児童分野)	(障害分野)
				A: 訪問介護版 B: 地域密着型サ ービス(外部評価)	保育所版	障害者・児福祉サ ービス版
		13:00～16:30		第三者評価内容評価基準の解説(分野別)		
				(高齢分野)	(児童分野)	(障害分野)
				A: 訪問介護版 B: 地域密着型サ ービス(外部評価)	保育所版	障害者・児福祉サ ービス版
3 日目	12/5 (金)	9:30～12:00	富山県民会館 (高齢分野) A:501 号室 B:503 号室 (児童分野、 障害分野) 701 号室	模擬実習 (ロールプレイ等により訪問調査時に必要な知識や技能を習得)		
				(高齢分野)	(児童分野)	(障害分野)
				A: 訪問介護版 B: 地域密着型サ ービス(外部評価)	保育所版	障害者・児福祉サ ービス版
		13:00～15:50		模擬実習とりまとめ		
				(高齢分野)	(児童分野)	(障害分野)
				A: 訪問介護版 B: 地域密着型サ ービス(外部評価)	保育所版	障害者・児福祉サ ービス版
		16:00～16:50		報告書発表と講評		
				(高齢分野)	(児童分野)	(障害分野)
				A: 訪問介護版 B: 地域密着型サ ービス(外部評価)	保育所版	障害者・児福祉サ ービス版
				17:00～17:15	富山県民会館 701 号室	修了式、評価機関の紹介

《会場》 ※なるべく公共交通機関をご利用ください。

富山県民会館

〒930-0006 富山県富山市新総曲輪4-18

《研修受講対象者(資格要件)》

以下の要件AまたはBのいずれかを満たす方が対象者となります。
(申し込み用紙の「資格要件」欄の、あてはまるものに○をつけてください。)

要件 A 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者	
A-1	常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事している者
A-2	常勤職員が20人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者
A-3	組織運営管理に関する調査関係機関等で調査関係業務や経営相談を3年以上経験している者

要件 B 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者	
B-1	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、医師、保健師、看護師、准看護師、薬剤師、栄養士、介護支援専門員、訪問介護員(1級)の資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者
B-2	上記以外で、県がこれと同等と認める資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者
B-3	大学・短大・専門学校において概ね週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念(3年以上)している者
B-4	現場経験(相談業務含む)はないが、福祉分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員等(3年以上)で、サービス現場訪問先が30ヶ所以上あり、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者

○第三者評価制度とは○

福祉サービス第三者評価制度とは、行政や福祉施設・介護保険事業者でもない第三者機関が、福祉施設・介護保険事業者等の福祉サービスがどのように行われているか、推進機構で作成した評価基準に即して評価することを通して、福祉サービスの質を高めることを目的としています。また、この制度は、その評価結果の一部を福祉サービスを利用される方々を含めた県民の皆さんに情報を提供することを基本としています。

○介護サービス情報の公表制度とは○

介護サービス事業者のサービス内容や運営状況を調査し、利用者が情報を入手しやすい環境で公表し、事業者情報を比較することにより、利用者の主体的な事業者選択を可能にするとともに、介護サービス全体の質の向上を図ることを目的とした全国一律の制度です。

○評価調査者とは○

評価調査者とは、推進機構の養成研修を終了し、推進機構により認証された第三者機関(評価機関)に属し、推進機構に登録された方を指します。福祉サービス第三者評価制度及び介護サービス情報の公表制度は、評価調査者でないと調査を行うことが出来ません。

※個人情報の取り扱いについて

申込書に記入いただいた個人情報については、福祉サービス第三者評価事業以外の目的には使用しません。